

## 平成 23 年度第 1 回日本スポーツ少年団委員総会議事録

日 時 平成 23 年 6 月 2 日 (木) 13 時 30 分～15 時 30 分

場 所 岸記念体育会館 講堂

出席者 坂本本部長、佐藤、住谷、宇津木の各副本部長  
＜常任委員＞野田、望月、佐々木、宗像、工藤  
＜委 員＞霜觸（北海道）、佐藤（青森）、谷藤（岩手）、後藤（宮城）、  
一関（秋田）、村田（山形）、星（福島）、高山（茨城）、  
青木（栃木）、鈴木（群馬）、藤沼（埼玉）、久保（千葉）、  
田中（神奈川）、山井（山梨）、中屋（新潟）、北東（富山）、  
岡村（石川）、上杉（福井）、山本（静岡）、神野（愛知）、  
奥野（三重）、池ノ内（滋賀）、岡（京都）、河野（大阪）、  
河野（兵庫）、平山（奈良）、安川（和歌山）、椿（鳥取）、  
織奥（島根）、吉長（広島）、佐竹（山口）、藤澤（香川）、  
組橋（徳島）、穂岡（愛媛）、高橋（高知）、田中（福岡）、  
川久保（佐賀）、土江（大分）、中村（宮崎）、武田（鹿児島）、  
神谷（沖縄）  
＜委 任＞原、佐藤（高）、富田、長尾の各常任委員  
大西（長野）、吉田（岐阜）、大橋（岡山）、野田（長崎）  
の各委員  
＜代理出席＞飯沼（東京）、甲斐（熊本）  
＜事 務 局＞川島局長代理、小林部長、江橋課長、  
他少年団課員 8 名

事務局より、設置規程第 15 条に基づく会議成立の報告を行い開会。  
議事に先立ち、坂本本部長からの挨拶の後、同本部長を議長として議事に入った。

### ＜議 案＞

#### 1. 日本スポーツ少年団常任委員の選出について

前回委員総会において、ブロック選出の常任委員は、今後、「その常任委員の所属都道府県スポーツ少年団における役員改選等により、委員の変更が生じた場合は、常任委員についても当該ブロック内の了解の上、変更する可能性がある」との確認をしていたが、日本スポーツ少年団設置規程第 11 条に基づいた場合、ブロック選出の常任委員は委員総会において選出することが必要である。

また、平成 23 年 4 月 1 日付で北信越ブロック常任委員に就任いただいた山口操氏より、福井県スポーツ少年団本部長の退任に伴い、常任委員の辞任届が提出されたこ

と及び同ブロックより、福井県スポーツ少年団本部長として新たに日本スポーツ少年団委員に就任した上杉勇氏を北信越ブロック選出の常任委員として選出する旨の届け出があった旨を報告。

については、上杉勇氏を常任委員として選出することについて諮り、これを承認。

なお、上杉勇氏が常任委員として選出された場合の任期は、前任者の山口氏の残任期間となることを併せて説明。

#### <意見・要望>

- 上杉委員（福井県） 本議案が承認された場合の常任委員の任期はどうなるのか。  
事務局 本日（6月2日）より前任者の残任期間までが任期となる。
- 上杉委員（福井県） 今回のように北信越ブロック選出の常任委員が退任している場合には、委員総会で選出されるまでは、北信越ブロックより常任委員会に出席できないということか。  
事務局 現行の設置規程に基づけば出席できないということになる。4月13日の第1回常任委員会では北信越ブロックの山口常任委員は出席したが、その後、山口氏より常任委員の辞退届の提出があり、現時点までは空白期間となっている。5月31日付で上杉氏の常任委員選出届が提出されたことから、設置規程第11条に基づき、改めてこの委員総会でお諮りした次第である。
- 上杉委員（福井県） 常任委員会開催前に北信越ブロックから選出届を提出したことにより、昨日の常任委員会に出席できることにならないのか。  
事務局 設置規程では、常任委員は委員総会において選出することとなっているため、届出でのみで常任委員に選出されるものではないことから、常任委員会には出席できなかった。これまでの常任委員選出に関する案内に誤りがあったことをお詫び申し上げたい。
- 北東委員（富山県） 残任期間の定義について教えてほしい。また、仮に今回の委員総会から次回の委員総会までの間で常任委員が退任した場合には、次回委員総会での選出を待たなければ、その間の常任委員会には出席できないという認識で良いか。場合によっては、ブロックで選んだ常任委員候補者も、この委員総会で選出を否決されるということもあるということか。  
事務局 まず、前任者の任期は、設置規程の定めにより平成23年4月1日より「選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する委員総会の終結の時まで」となる。今回の北信越ブロックを例にとると、残任期間は、本日から前任者の任期終了日までとなる。  
また、ブロック選出常任委員の選出方法については、設置規程

- に定められているとおり「委員の中から、本会加盟団体規程に定める地域区分ごとに1名を選出」することとしていることから、まずはブロック内で、日本スポーツ少年団委員に就任している方の中から常任委員候補者の調整を図ってもらっている。最終的な承認は委員総会における決議に基づくこととなり、選出の否決ということも設置規程上はあり得ることとなる。
- 奥野委員（三重県） 規程等の運用の見直しは理解できるが、これまでの慣例に従って各ブロック・県などにおいて役員改選が行われている状況の中で、唐突に認められないということでは困る。実際に6月25日には東海ブロックの役員改選が行われる予定であるが、無意味なものとなる。猶予期間があってもいいのではないか。
- 事務局 日本スポーツ少年団を運営していく上で根本のルールとなるのが設置規程であり、設置規程の改正については、施行日を含めて委員総会で決議されている。役員を選出、会議の運営、会計等は新しい設置規程に基づいて運営されなければならない、猶予期間を設けるのであれば、あらかじめ組織決定する必要がある。
- また、東海ブロックでの役員改選が無意味なものということではなく、ブロックとして常任委員候補者を選出いただくことは重要であり、必要なことである。ただし、常任委員としての就任は、委員総会で諮る必要があるため、就任までに時間を要する可能性があることについてはご理解いただきたい。
- 吉長委員（広島県） 平成23年4月1日に施行された新たな設置規程の運用にあたり、役員を選出方法を始めとした規程をもう一度確認をした方が良いのではないか。

## 2. 平成22年度日本スポーツ少年団事業報告及び決算（案）について

資料に基づき、平成22年度事業報告及び決算について説明。なお、事業報告は「平成22年度スポーツ少年団育成事業報告書」の提示をもって報告とした。

### 【決算の主な内容】

<収入の部>

- ① 「登録料収入」が予算に対して、団員 18,453名減の 864,547名、指導者は187名増の 210,187名となり、合計で5百40万5千円減の4億6百49万5千円となった。
- ② 「スポーツ振興基金助成金」は、3月末に開催予定であった全国剣道交流大会並びに全国バレーボール交流大会の中止により、対象経費が減額となったため、2千3百15万3千円の減額となり、補助金等全体では2千8百88万3千7百32円減の1億2千3百29万3千2百68円となった。

- ③ 「協賛金等」は、スポーツ活動サポートキャンペーン事業の規模縮小並びに全国バレーボール交流大会の中止により、4百55万4千2百50円減の2千1百14万5千7百50円となった。

収入合計額は、予算額に対し8千3百56万7千9百71円減の6億2千19万5千29円となった。

<支出の部>

- ① 「指導者・リーダー養成・研修事業」が、各事業において、事業実施コース数および参加者の減などにより、全体で1千1百99万6千7百29円減の8千21万4千2百71円となった。
- ② 「国内交流事業」は、全国剣道交流大会並びに全国バレーボール交流大会が、東日本大震災のため中止となったことなどにより、4千3百87万3百86円減の4千9百46万4千6百14円となった。
- ③ 「国際交流事業」は、日独同時交流派遣・受入ともに参加者数の減、他の国際交流事業において、事業経費の節約執行により、8百61万7千6百31円減の5千7百88万5千3百69円となった。
- ④ 「運営諸費」は、登録料収入の減収などにより、2百69万1千2百95円減の1億2千5百25万1千7百5円となった。
- ⑤ 「50周年記念事業特定資産取得支出」は、スポーツ少年団50周年記念事業のための積立金を22年度は予算額どおり2千万円を積立した。

支出合計額は、予算額に対し8千3百56万7千9百71円減の6億2千19万5千29円となった。

以上、平成22年度事業報告及び決算案について諮り、これを承認。

なお、本案については、来る6月20日開催の日本体育協会評議員会で最終承認を得ることを確認した。

### 3. 東日本大震災に伴う対応について

資料に基づき、前回常任委員会での協議結果に基づき、各専門部会において東日本大震災に伴う対応について検討した対応案について説明。

#### (1)登録に関する特別措置

- ① 平成22年度登録者は、平成23年度も引き続きスポーツ少年団登録を行っているものと見なすこと。
- ② 平成23年度から新規にスポーツ少年団活動に参加する者は、平成23年度の登録手続きが完了しているものと見なす。

以上の2点を「見なし登録」とし、また、震災による被害が大きい各県スポーツ

少年団への調査を踏まえ、対象地域の市町村スポーツ少年団役職員、単位スポーツ少年団、および単位スポーツ少年団所属団員・指導者、対象地域は、岩手県、宮城県、福島県内の 104 市町村とする。

なお、今後の状況により、都道府県スポーツ少年団と協議の上、見なし登録対象地域を変更する場合がある。

さらに、平成 23 年度みなし登録対象者の取扱いについては次のとおりとする。

- ① 日本スポーツ少年団が主催する事業への参加は、例年同様、団員・指導者ともに参加可能とする。
- ② 2011 年 3 月 31 日及び 2011 年 9 月 30 日が有効期限となっている認定育成員資格保持者の平成 23 年度（2011 年度）の研修会の受講義務を免除する。
- ③ スポーツリーダー養成講習会兼スポーツ少年団認定員養成講習会の各都道府県における資格認定及び決算業務は例年同様の扱いとする。
- ④ 組織整備強化事業における登録数は、平成 22 年度登録確定時の登録数を平成 23 年度分として扱うこととする。

#### (2)組織整備強化事業費の配分基準

本年度の登録料収入が大幅な減額となることに伴い、例年の基準による組織整備強化事業費の交付が困難となるため、東日本大震災の影響により規模縮小や中止となった事業予算の節約執行と併せ、組織整備強化事業費の配分基準を再検討した結果、現在、1 県一律 60 万円となっている都道府県関係組織整備強化費基礎配分を 50 万円とし、被災地への支援を目的とした登録数配分に充当することで、本年度の組織整備強化事業費の交付を行う。

以上の 2 点について諮り、これを承認。

#### 4. 平成 23 年度日本スポーツ少年団事業計画及び予算について

資料に基づき、平成 22 年度第 2 回委員総会において承認を得ている平成 23 年度事業計画及び予算について、東日本大震災の影響により大幅な変更が必要となったことから、改めて平成 23 年度事業計画及び補正した予算の内容について説明。

##### 【事業計画の主な変更点】

- ① 「第 9 回バレーボール交流大会」は、開催予定の宮城県から開催が不可能となった旨の報告があったため、代替地での大会の開催を検討するべく、東北ブロックを含めた、本年度の競技別交流大会担当地区の東地区を構成する各ブロックにおいて、大会開催に向けた検討を依頼したが、各ブロックとも、大会開催までの準備期間が非常に短期間であり、競技会場、宿泊施設の手配が非常に困難だという理由から、大会代替開催地を選定するに至らなかった。

今後、日本スポーツ少年団では同大会の主催のひとつである日本小学生バレーボール連盟と協議し、大会開催の可否を含め、役員間で協議を行うこととしている。

② 「第 38 回日独スポーツ少年団同時交流」は、5 月上旬開催の事前研修会を経て、日本団として決定した団員が団長団を含め 75 名となった。

また、受入については、当初 125 名を予定していたが、東日本大震災並びに福島第一原子力発電所事故の影響により、現段階では団長団を含め、最大で 38 名の来日となっている。その結果、本年度の受入については、例年、団長団を除き 13 グループで行っていたものを 4 グループで実施することとなる。

#### 【予算における主な変更点】

##### <収入の部>

- ① 議案 3 において承認されたとおり、岩手県、宮城県、福島県では、本年度はみなし登録とするため、平成 22 年度の当該地域の登録者数から算出した結果、本年度の登録料収入は、3 千 7 百 5 万 8 千円減の 3 億 6 千 9 百 32 万 2 千円となる。
- ② 「補助金等」における「スポーツ振興基金助成金」は、認定育成員研修会及び指導者全国研究大会を「スポーツ振興くじ助成金」に振り替えたことから、4 百 58 万 1 千円減の 3 千 6 百 52 万 6 千円となる。また、「スポーツ振興くじ助成金」は、5 百 5 万 2 千円増の 6 百 38 万 1 千円となる。
- ③ 「参加者負担金」において、認定員養成講習会の参加料を 2,000 円以上としたことなどから、1 千 4 百 60 万円増の 6 千 4 百 39 万 4 千円となる。

収入合計額は、3 千 8 百 25 万 3 千円減の 6 億 1 千 2 万 9 千円となる。

##### <支出の部>

- ① 「指導者・リーダー養成・研修事業」が、各事業において節約執行することと併せ、全国リーダー連絡会の参加者規模を縮小したことから、4 百 94 万 2 千円減の 8 千 98 万 3 千円となる。
- ② 「国内交流事業」では、各種大会において事業の節約執行により、5 百 48 万 3 千円減の 8 千 7 百 40 万 4 千円となる。
- ③ 「国際交流事業」では、日独同時交流の参加者減などにより、2 千 1 百万 2 千円減の 5 千 6 百 76 万 8 千円となる。
- ④ 「組織整備強化事業」では、都道府県関係組織整備強化費の基礎配分額を、1 県あたり 60 万円から 50 万円に減額し、被災地への支援を目的に登録数配分などに充当するため 4 百 70 万円減の 1 億 3 千 1 百 57 万 3 千円となる。

支出合計額は、3 千 8 百 25 万 3 千円減となり、収支同額の 6 億 1 千 2 万 9 千円となる。

以上、変更が生じた平成 23 年度事業計画及び予算について諮り、これを承認。

なお、現段階ではバレーボール交流大会の開催が不透明なことから、今後、事業計画に変更が生じる場合の最終判断は、本部長並びに 3 名の副本部長に一任とする旨を

併せて諮り、これを承認。

<意見・要望>

平山委員（奈良県） これまでシニア・リーダースクールの参加規模は事業計画上 300 名だったと認識しているが、今回 200 名となっているのはなぜか。また、予算書案の収入の部における「5. (1)参加者負担金」の内容の説明として、前回は「日独同時交流参加者負担金等」であったが、今回は「認定員養成講習会参加者負担金等」となっているのはなぜか。日独同時交流の参加者負担金が無くなったということか。

事務局 シニア・リーダースクールの参加規模については、予算積算上 200 名としている。また、参加者負担金の内容は、認定員養成講習会参加料が増額したことにより、日独同時交流参加者負担金を上回り、科目内で最も割合を占める金額となったことから、表記を変更した。決して同時交流参加者負担金が無くなったわけではなく、主な項目を記載することとしているということでご理解願いたい。

平山委員（奈良県） 参加者負担金に含まれているのであれば、日独同時交流参加者負担金も予算書に記載しても良いと考える。

事務局 また、前回の委員総会の段階では検討中であり、今回の委員総会で報告することとなっていた認定員養成講習会参加料増額及び指導者全国研究大会参加料の有無について教えてほしい。

事務局 参加者負担金については、多岐にわたる項目を含んでいるため主要項目を記載したので、今後、記載内容をどのようにするかは検討したい。また、認定員養成講習会参加料の増額及び指導者全国研究大会の参加料徴収については、既に年度当初に事業実施通知を都道府県宛に発信済みであったことから詳細な説明は省略した。説明が不足してしまったことについてお詫び申し上げます。

北東委員（富山県） 委員総会の場で明確な説明がされないと、この予算書からはどのような予算が編成されているのか全く理解できないとともに、各県や各单位スポーツ団に対して、登録料がどのような形で還元されているのか説明することができない。この予算はどんぶり勘定である。予算書の金額は、全て積算されて出てきている数字のはずだから、その根拠を説明すれば良い。

また、認定員養成講習会の 1 コースあたりの委託金が、昨年度の 15 万円から 10 万円になるとのことだが、同事業全体の予算は大きく変わっていない。予算の内訳を教えてください。さら

に、本年度より発生する認定員養成講習会のテキスト代の金額と、日独同時交流を始めとした参加者負担金の内容についても主要なものは教えてほしい。

なお、負担金が増額になった事業について各都道府県スポーツ少年団事務局へ通知したと言っても、委員総会で説明することが当然のことである。約 50 年の歴史がある日本スポーツ少年団の予算書がこれで良いのか。日本スポーツ少年団の予算を日本体育協会から独立させて、監査を受けるべきである。日本体育協会の中で監査を受けても、日本スポーツ少年団事業の予算決算は限なく見ていないであろう。

事務局

予算額は個々の事業経費の積み上げ額なので、全ての根拠を提示することは可能であるし、監査についても日本体育協会の他事業と同様に少年団事業も公認会計士による監査を受けている。今後、どのような資料が適切なものなのかを検討したい。また、認定員養成講習会の予算は、事業実施にあたって基準予算を作成しており、それは昨年度と比してほぼ同額となるが、本事業の新たな補助先である（財）JKA からの補助金額を踏まえ、1 コースあたりの委託金は 10 万円としている。そのため、基準予算における参加者負担金は、これまでの参加料 1,000 円から 2,000 円にすることで 1 コースの事業経費を賄えるとの判断から、参加料の増額に至った。

指導者全国研究大会の参加料 2,000 円及び認定員養成講習会のテキスト代 1,000 円についても、補助金の縮減及び受益者負担の観点から、徴収することとした。

なお、参加料等の変更を前提とした事前の説明はしていたものの、今回のように事業遂行スケジュールの都合上、委員総会の審議を待たずに変更せざるを得なかった案件もあるが、今後は、予め了解を得る方途を考えていきたい。

奥野委員（三重県）

昨年度のブロック会議並びに前回の委員総会における説明では、認定員養成講習会の委託金が未定であったにもかかわらず、新年度に入ると委託金が 10 万円と決定した実施要項がいきなり送られてきたり、指導者全国研究大会の参加料が設けられていたりする。一方で、ブロック会議等で出された質疑には応えていない。

参加者等の負担を増やすだけでなく、まずは事業の費用対効果を見極め、事業内容を見直して予算を組んでほしいし、もう少し丁寧な説明・対応を望む。

## 5. 日本スポーツ少年団創設 50 周年記念事業について

資料に基づき、これまで各専門部会並びに青少年スポーツ振興プロジェクトにおいて、現段階で概ね実施することが確認された記念事業として、①記念式典の開催、②創設 50 周年記念誌の発行、③功労者・優秀団表彰の実施、また、記念式典の開催期日については、スポーツ少年団創設という観点から、これまで候補としてきた平成 25 年 3 月に捉われることなく、創設日の 6 月 23 日とすることが確認された旨を説明。

さらに、坂本本部長から補足として、6 月 23 日はスポーツ少年団が創設された日であること、記念式典に皇室のご臨席を依頼するにあたり、創設日が明確な根拠となること、そして、記念式典の期日が早まった場合でも事務局が対応可能であることから、記念式典開催期日をスポーツ少年団創設日の 6 月 23 日に変更したい旨の説明がなされた。

また、事務局より、各種事業の詳細及び実行委員会の運営体制の決定については、青少年スポーツ振興プロジェクトでの協議の上、最終的には本部長に一任いただきたい旨を併せて諮り、以上いずれも承認。

### <意見・要望>

- |           |   |
|-----------|---|
| 平山委員（奈良県） | 記念式典の開催候補日を踏まえると、平成 24 年度の指導者全国研究大会は開催しないということか。  |
| 事務局       | 本件が承認されれば、同大会の開催は控えることを考えている。   |
| 吉長委員（広島県） | 記念事業の実施にあたり、都道府県スポーツ少年団の役割などはあるのか。また、これは日本スポーツ少年団の事業となるが、都道府県段階での記念事業の開催はどのように考えているか。                 |
| 事務局       | 本日は具体的な内容をお示しできる状況にはないが、今後の検討結果次第では全国的な協力を要するものもあるため、今後詳細が決定次第、ご案内申し上げたい。                             |
| 河野委員（大阪府） | 作成する記念誌を単位スポーツ少年団には送付しないのか。   |
| 事務局       | 約 36,000 団分の作成及び送付は経費的に困難であるため、本会ホームページで公開していきたい。   |
| 河野委員（大阪府） | 団員・指導者は登録料を支払っている。そのメリットを説明するためにも記念誌を送付するべきだ。   |
| 吉長委員（広島県） | 本件が承認されれば、記念事業の内容は決定となるのか。記念事業に「都道府県記念プログラム」といった項目を加え、都道府県スポーツ少年団が「日本スポーツ少年団創設 50 周年記念」と銘打って事業を実施したい。 |
| 事務局       | 本件が承認後も、必要に応じて実施する事業は常任委員会での承認を得ながら追加していきたい。  |

## 6. 平成 24 年度日本スポーツ少年団事業計画案及び要望予算の編成について

資料に基づき、各専門部会で検討し、最終的に取りまとめた事業計画案について説明。

また、要望予算の編成については、速やかに計画に沿って編成作業に入るが、予算の取りまとめは坂本本部長に一任することを説明。

以上、いずれも承認。

### <意見・要望>

田中委員（福岡県） 2012 年以降の日独同時交流について、交流期間が短縮となるが、1 県あたりの受入日数を短縮することになるのか、あるいは受入県数を減らすといった対応になるのか。

事務局 まず、交流期間の短縮に伴い、地方プログラムの日数も短縮される。そのため、グループ構成県で協議し、受入日数の短縮、受入県数の減等の決定をお願いしたい。

武田委員（鹿児島県） 「スポーツ少年団の将来像」の中で、指導者の資質向上、認定員の再研修などが取り上げられている。補助金等の減額もあり、厳しい状況であることは承知しているが、これらは少年団の核となるものであることから、予算配分にあたり配慮いただきたい。また、障害を持った子どもたちの活動への予算配分も検討いただきたい。これからは全ての子どもたちが一緒になって地域で活動することが望まれる。そして、日本スポーツ少年団が地域貢献することで、スポーツ少年団が地域に認知され、「スポーツ少年団の将来像」で新たに追加された理念を実現できると考えている。

岡委員（京都府） 全国リーダー連絡会について、予算等の問題はあるかと思うがリーダー活動の活性化のためにも、参加者は各県リーダー 2 名としてほしい。

### <報告事項>

#### 1. 平成 23 年度日本スポーツ少年団顕彰について

資料に基づき、日本スポーツ少年団顕彰要綱・同施行基準により各都道府県から候補として推薦のあった 33 都府県 63 市区町村スポーツ少年団及び 44 都道府県 153 名の指導者について、いずれも資格条件を満たしており 6 月 1 日をもって表彰することを決定した旨を報告。

また、退任指導者に対する感謝状の贈呈については、従来同様各都道府県スポーツ少年団本部長に一任し、年度末に一括報告願う旨を併せて報告。

なお、表彰市区町村及び指導者については、「Sport JUST」7 月号へ掲載する旨を説明。

以上、いずれも了承。

## 2. 日独スポーツ少年団国際交流協定書の締結について

資料に基づき、2012年から2015年までのドイツスポーツユーゲント（以下、「dsj」という。）との国際交流事業に関する協定書について、近年の日本団の参加者減少を踏まえ、各都道府県への意向調査及び活動開発部会での協議の結果、交流期間を現在の23日間から18日間に短縮すること、また、日本団の派遣時期（離日）を現在の7月20日から8月1日を中心とした期日に変更する等、現行協定書との主な変更点を中心に説明。

また、今後、dsjとの最終調整の段階で、文言等の変更が生じた場合には、坂本本部長と佐藤活動開発部会長に一任願いたい旨を説明。

なお、調印式は、第38回日独スポーツ少年団同時交流全体プログラム（前半）開催地であるフランクフルトで行うこととなり、坂本本部長が出席する旨を報告。

以上、いずれも了承。

## 3. その他

### ・日本スポーツ少年団委員等について

平成23、24年度の日本スポーツ少年団委員及び日本スポーツ少年団指導者協議会運営委員が資料名簿のとおりとなった旨を報告。これを了承

### <その他>

### ・第9回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会について

現在開催地が未定となっている第9回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会開催に向け、各都道府県スポーツ少年団において、各都道府県小学生バレーボール連盟とともに大会開催の可否を改めて検討願いたい旨を依頼。

その結果、前向きな意向が得られた場合は、その旨を6月末までに日本スポーツ少年団事務局宛に連絡願いたい旨を併せて依頼。

なお、各県からの回答を踏まえ、日本小学生バレーボール連盟とも協議し、7月中を目途に結論を出したい旨を説明。

以上、全ての議事を終了し15時30分閉会。